

令和4年度答申第54号
令和4年11月29日

諮問番号 令和4年度諮問第56号（令和4年11月10日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 職業訓練受講給付金不支給決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）7条1項（令和4年法律第12号による改正前のもの。以下同じ。）の規定に基づく職業訓練受講給付金（以下「給付金」という。）の支給の申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、A公共職業安定所長（以下「処分庁」という。）が不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

（1）求職者支援法7条1項は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等（以下「認定職業訓練等」という。）を特定求職者が受けることを容易にするため、国が当該特定求職者に対して、給付金を支給

することができる旨規定し、同条2項は、給付金の支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める旨規定する。

- (2) 厚生労働省令である職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号。以下「求職者支援規則」という。）11条1項（令和4年厚生労働省令第73号による改正前のもの。以下同じ。）は、職業訓練受講手当は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間（原則、訓練開始日を起算日として1か月ごとに区切った個々の期間）において同項各号のいずれにも該当するときに、当該給付金支給単位期間について支給する旨規定する。

求職者支援規則11条1項各号のうち、出席に関する要件を規定する同項5号は、認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していること（ただし、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合にあっては、当該認定職業訓練等を受講した日数に一部のみを受講した日数（1実施日における訓練の部分の2分の1以上に相当する部分を受講した日に限る。）に2分の1を乗じて得た日数を加えた日数（1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であること）を掲げている。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 特定求職者である審査請求人は、令和3年9月1日、公共職業訓練を開始した。当該訓練は、「B科」（以下「本件訓練」という。）であり、訓練期間は、同日から同年11月29日までであった。

（就職支援計画書）

- (2) 審査請求人は、本件訓練について、令和3年10月5日は就職活動の電話のために2時限目を早退し、同月13日は腰椎ねんざのために1日欠席し、同月18日は交通機関の延着のために1時限目に遅刻し、同月19日は腰痛のために1時限目から3時限目までを欠席し、同月21日は交通機関の延着のために1時限目に遅刻し、同月22日は腰痛のために1日欠席し、同月25日は腰痛のために1時限目及び2時限目を欠席し3時限目に遅刻した。なお、上記の欠席及び遅刻については、それぞれ、審査請求人から証明書類が提出されている。

(職業訓練受講給付金支給申請書、早退届(令和3年10月5日に係るもの)、欠席届2通(令和3年10月13日及び同月22日に係るもの)、遅刻届4通(令和3年10月18日、同月19日、同月21日及び同月25日に係るもの))

- (3) 審査請求人は、令和3年11月4日、処分庁に対し、同年10月1日から同月29日までの給付金支給単位期間について本件申請をしたところ、処分庁は、同年11月4日、「求職者支援訓練等の全ての実施日に出席していなかったため。または、やむを得ない理由により出席しなかった日がある場合にあっては、求職者支援訓練等を受講した日数の当該求職者支援訓練等の実施日数に占める割合が8割未満であったため」との理由を付して、本件不支給決定をした。

(職業訓練受講給付金支給申請書、職業訓練受講給付金不支給決定通知書(令和3年11月4日の本件不支給決定に係るもの))

- (4) 審査請求人は、令和3年11月17日、審査庁に対し、本件不支給決定を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (5) 審査庁は、令和4年11月10日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

以下の理由により、本件不支給決定の取消しを求める。

- (1) 令和3年10月の訓練期間中の欠席、遅刻及び早退に関しては、全てやむを得ない理由であった。
- (2) 時間数に関しては、令和3年10月中の開講数に対して、80パーセント以上の出席率である。
- (3) 審査請求人自身の就職、社会復帰に全力を尽くし、英語を学習することに対し、真摯に向き合った。

(審査請求書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

- 1 求職者支援規則の規定を受けて、給付金の支給要件の具体的な取扱いについては、求職者支援制度業務取扱要領(平成23年9月1日付け職発0901第4号、能発0901第5号職業安定局長・職業能力開発局長連名通達

「求職者支援制度の実施について」別添。以下「求職者支援要領」という。) 10042ホにおいて規定されている。審査請求人の欠席等理由については、処分庁においていずれもやむを得ない理由であることを確認しているが、求職者支援要領10042ホにおいては、「やむを得ない理由により受講しなかった場合であっても、受講した日数が当該求職者支援訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上である必要がある。やむを得ない理由により1実施日における訓練の2分の1以上に相当する部分を受講したものについては、1/2日分受講したものとして取り扱うこととする。なお、この場合、あくまで全体の実施日数に占める受講「日数」としての割合を算定するものであることから、訓練を受講した日に1/2日分受講したものとして取り扱う日を加えて算出した出席日数に端数が出た場合には、当該端数(1/2日)は、「日数」として取り扱うことはできず、切り捨てた上で受講日数を算定することとなる。2分の1以上に相当する部分とは、1実施日における訓練時間数の2分の1以上を出席することが必要ということであり、具体的な算定にあたっては、1日の訓練カリキュラムにおける総時限(総コマ)数のうち、半分以上の時限(コマ)に出席したことが必要となる。時限(コマ)ごとの出席については、その時限(コマ)の全ての時間に出席していたことが必要であり、当該時限(コマ)に遅刻・早退等があった場合には、当該時限(コマ)は欠席したこととなる。」と規定されている。

- 2 また、求職者支援要領10042チにおいて、インフルエンザ等に感染した等の場合、出席率の算定に当たり、欠席等の日を訓練実施日から除外できることが規定されているが、審査請求人の欠席等理由についてはいずれも該当しない。
- 3 本件訓練については、令和3年10月の支給単位期間における訓練実施日数が21日であり、そのうち1日欠席が2回(10月13日及び同月22日)、2分の1日欠席が5回(10月5日、同月18日、同月19日、同月21日及び同月25日)であるが、上記1のとおり、出席日数の端数は「日数」として取り扱うことはできず、切り捨てた上で受講日数を算定するため、訓練受講日数は16日となる。この結果、21日のうち16日の出席と判断され、出席率は76パーセントとなり8割を下回る。
- 4 以上により、本件申請については、求職者支援規則11条に定める給付金の支給要件を欠くことから、処分庁が行った本件不支給決定は正当なものであり、本件審査請求には理由がないため棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 本件審査請求から本件諮問に至るまでの手続の経緯を見ると、以下のとおりである。

本件審査請求 : 令和3年11月17日

反論書提出期限 : 令和4年2月17日

審理員意見書提出 : 同年10月4日付け

本件諮問 : 同年11月10日

(2) これらの一連の手続を見ると、本件審査請求から本件諮問までに、約1年もの期間を費やしている。とりわけ、反論書の提出期限から審理員意見書の提出までに約7か月半を要しているのは、これだけの長期間を要する特段の理由があったとは考えられないので、審査庁においては、手続を迅速に進行させるための方策を考えるべきである。

(3) 上記で指摘した点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

2 本件不支給決定の適法性及び妥当性について

(1) 前記記載のとおり、給付金の支給を受けるためには、認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していることが原則として求められている(求職者支援規則11条1項5号本文)。求職者支援制度は、訓練受講を通じて求職者を就職に結び付けていくことを目的とするものであり、また、訓練は、その期間中の一貫したプログラムに沿って実施されるものであって、これを全て受講することによってその成果が上がるものであることからすれば、全ての訓練に出席することが当然に前提とされているものと考えられる。そうすると、給付金の支給要件に定める「認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していること」とは、全ての実施日について、プログラムの開始から終了まで受講することを厳格に要求する趣旨であると解される。

ただし、例外として、求職者支援規則11条1項5号ただし書は、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合は、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であることをもって要件を満たす旨を定めており、受講した日数には、やむを得ない理由により実施日の訓練の一部(2分の1以上)のみ受講した日がある場合は当該一部受講日の日数に2分の1を

乗じた日数（端数は切り捨て）を加える旨を定めている。

(2) 本件において、訓練実施日は21日であり、審査請求人がプログラムの開始から終了まで受講した訓練実施日は14日であるから、全ての訓練実施日に受講しているとの原則要件は満たされていない。

審査請求人は、受講しなかった訓練はやむを得ない理由により受講しなかったものであるとし、受講した時間数は訓練の8割以上である旨主張している。

しかしながら、上記求職者支援規則に定められた受講日数の算定方法によると、受講しなかった訓練が全てやむを得ない理由によるものであったとしても、受講した日数14日に一部のみ受講した日である5日に2分の1を乗じた日数（端数は切り捨て）を加えた日数は16日であり、訓練実施日である21日の8割に満たない。

したがって、審査請求人は給付金支給に必要な求職者支援規則11条1項5号の要件を満たしていないので、審査庁の判断は妥当である。

3 付言

本件の不支給決定通知書には、支給しない理由として「求職者支援訓練等の全ての実施日に出席していなかったため。または、やむを得ない理由により出席しなかった日がある場合にあっては、求職者支援訓練等を受講した日数の当該求職者支援訓練等の実施日数に占める割合が8割未満であったため」と記載されているが、これまで当審査会の答申において付言で再三指摘してきたように、かかる記載では不支給の理由が「求職者支援訓練等の全ての実施日に出席していなかったため」なのか「やむを得ない理由により出席しなかった日がある場合にあっては、求職者支援訓練等を受講した日数の当該求職者支援訓練等の実施日数に占める割合が8割未満であったため」なのか明確ではなく、理由の記載方法として不適切である。適切な記載を徹底することが求められる。

4 まとめ

以上によれば、本件不支給決定が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委員 戸 谷 博 子
委員 木 村 宏 政

委 員 交 告 尚 史